第二条第二号中「第四十二条の五（第五項を除く。）」を「第四十二条の五」に改め、「第四十二条の十二の五」の下に「、第四十二条の十二の六」を加え、同条第九号中「、第六十五条の九から第六十五条の十一まで、第六十五条の十二（第十項から第十三項までを除く。）、第六十六条及び第六十六条の二」を「及び第六十五条の九から第六十六条の二まで」に改め、同条第十二号中「第六十八条の十（第五項を除く。）」を「第六十八条の十」に改め、「第六十八条の十五の六」の下に「、第六十八条の十五の七」を加え、同条第十九号中「から第六十八条の六十二まで、第六十八条の八十三（第十一項から第十四項までを除く。）」を「、第六十八条の八十一」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　次項の規定　平成三十一年四月一日

二　第一条第一号の改正規定　平成三十二年一月一日

三　第一条第二号の改正規定（「第六十八条の十五の七」を「第六十八条の十五の八」に改める部分を除く。）　平成三十二年四月一日

四　第一条第二号の改正規定（「第六十八条の十五の七」を「第六十八条の十五の八」に改める部分に限る。）、第二条第二号の改正規定（「第四十二条の十二の五」の下に「、第四十二条の十二の六」を加える部分に限る。）及び同条第十二号の改正規定（「第六十八条の十五の六」の下に「、第六十八条の十五の七」を加える部分に限る。）　生産性向上特別措置法（平成三十年法律第　　号）の施行の日

（経過措置）

2　法人（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。）の平成三十一年四月一日以後に終了する事業年度（租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律第二条第一項第五号に規定する事業年度をいう。）又は連結法人（法人税法第二条第十二号の七の二に規定する連結法人をいう。）の同日以後に終了する連結事業年度（同項第六号に規定する連結事業年度をいう。）において所得税法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第七号。以下「改正法」という。）附則第八十九条第一項又は第百五条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における改正法第十五条の規定による改正前の租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第四十二条の五（第五項を除く。）又は第六十八条の十（第五項を除く。）の規定（以下「旧規定」という。）の適用がある場合における当該事業年度又は連結事業年度に係る法人税の申告については、改正法附則第八十九条第一項又は第百五条第一項の規定にかかわらず、旧規定は、租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律第三条第一項に規定する政令で定める規定に含まれないものとする。

財務大臣　麻生　太郎

内閣総理大臣　安倍　晋三

東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成三十年三月三十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第百四十八号

東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、所得税法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第七号）の施行に伴い、及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号）の規定に基づき、この政令を制定する。

東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令（平成二十三年政令第百十二号）の一部を次のように改正する。

第十二条の二第四項第一号中「第九十五条」を「第九十三条、第九十五条、第百八十五条の五の三」に、「、租税特別措置法」を「並びに租税特別措置法」に、「第十条の二第三項及び第四項」を「第十条の二第三項」に、「から第三項まで」を「及び第二項」に改め、「第十条の五の四第一項」の下に「及び第二項」を加え、「第四十一条第一項」を「第十条の五の五第三項、第四十一条第一項」に改め、「並びに租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十六号）附則第七条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の租税特別措置法（第八項において「平成二十四年旧効力措置法」という。）第十条の四第四項の規定」を削り、「給与所得の金額」の下に「（租税特別措置法第四十一条の三の三第一項又は第二項の規定の適用がある場合には、当該給与所得の金額からこれらの規定による控除をした残額。以下第十二条の三の三までにおいて同じ。）」を加え、「金額」を「金額。以下この項」に改め、同条第八項中「、第十条の二第三項及び第四項」を「、第十条の二第三項」に、「から第三項まで」を「及び第二項」に、「並びに第十条の五の四第一項の規定並びに平成二十四年旧効力措置法第十条の四第四項」を「、第十条の五の四第一項及び第二項並びに第十条の五の五第三項」に改める。

第十二条の二の二第三項及び第十二条の二の三第三項中「（所得税法第三十三条第三項第二号に掲げる所得に係る部分に限る。）」を「（所得税法第三十三条第三項第二号に掲げる所得に係る部分については、その金額の二分の一に相当する金額）」に改める。

第十二条の三第三項中「（所得税法第三十三条第三項第二号に掲げる所得に係る部分については、その金額の二分の一に相当する金額）」を削る。

第十二条の三の二第五項及び第十二条の三の三第五項中「（所得税法第三十三条第三項第二号に掲げる所得に係る部分については、その金額の二分の一に相当する金額）」を削る。

第十二条の四中「同条第四項」を「同条第一項」に、「同条第五項」を「同条第二項」に改める。

第十三条の三第五項中「第三十七条の九の五の」を「第三十七条の九の」に、「第三十七条の九の五まで」を「第三十七条の九まで」に、「第三十七条の九の四」を「第三十七条の八」に、「第三十七条の九の五第一項」を「第三十七条の九第一項」に、「第三十七条の九第一項」を「第三十七条の七第一項」に改める。

第十四条第十八項中「から第三十七条の七まで、第三十七条の九の四及び第三十七条の九の五」を「、第三十七条の六、第三十七条の八及び第三十七条の九の五」を「又は第三十七条の九」に、「若しくは第三十七条の九の五」を「若しくは第三十七条の九」に、「以下第三十七条の九の五」を「以下第三十七条の九」に、「第三十七条の九の五」を「第三十七条の九」に、「又は第三十七条の九の四」を「又は第三十七条の九の四」を「若しくは第三十七条の八」に改め、「、同法第三十七条の七第一項中「政令で定める交換」とあるのは「震災特例法第十二条第九項の規定の適用を受ける交換その他政令で定める交換」と」を削り、「第三十七条の九の四第一項」を「第三十七条の八第一項」に、「第三十七条の九の五第一項」を「第三十七条の九第一項」に、「第三十七条の七」を「第三十七条」に改める。

第十五条第二項及び第十五条の二第二項中「第二十六条の三第三項及び第四項」を「第二十六条の三第八項及び第九項」に、「同条第三項」を「同条第八項」に、「同条第四項」を「同条第九項」に改める。

第十七条の二第一項中「第五項」を「第四項」に改め、同条第二項を次のように改める。

2　法第十七条の二第二項に規定する政令で定める規定は、経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第百十四号）附則第五十五条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十九条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の五第五項の規定とする。

第十七条の二第四項を削り、同条第五項を同条第四項とする。